平成２３年（フ）第１１２９号
千葉市若葉区千城台東１丁目26番１棟306号
債務者　池田冨美子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４１号
千葉市中央区千葉港７番２号　ライオンズマンション千葉グランドタワー301号
債務者　小野由里子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１５７号
千葉市中央区松ケ丘町72番地の７
債務者　早迫　芳弘
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６５号
千葉県習志野市東習志野６丁目14番７―303号
債務者　青木　　毅
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７１号
千葉市稲毛区園生町390番地134
債務者　窪田千鶴子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１９８号
千葉県市川市本北方２丁目10番５号
債務者　長田たけ子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１３号
千葉県市原市青葉台１丁目９番地１　ファミール青葉台１棟111号
債務者　渡邉はるみ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１６号
千葉県市原市ちはら台東８丁目９番地６　和楽ニシキＣ―201
債務者　酒井　健一
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１７号
千葉県船橋市南三咲３丁目７番30号　アンクレージュ弐番館101号
債務者　本多　弘之
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２６号
千葉県市川市菅野５丁目５番８号
債務者　藤田　孝雄
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４３号
千葉県市川市大和田１丁目１番36―104号　ジュネパレス市川第５
債務者　加藤　忠治
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４６号
千葉市緑区おゆみ野中央４丁目28番地７オーナーズヒルＭＴ－Ｂ―205号
債務者　家徳　法子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６８号
千葉県習志野市花咲１丁目16番23号フラワーパレス101号
債務者　舟根　　大
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６９号
千葉県市川市塩浜４丁目２番21棟403号　ハイタウン塩浜
債務者　佐藤　征則
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９０号
千葉県市原市馬立1654番地３
債務者　佐々木　稔
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２９９号
千葉県市川市福栄１丁目９番13号　メゾン福栄第１―107号
債務者　豊田スミ子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５号
富山県下新川郡入善町古黒部554番地、前住所東京都八王子市松が谷８番地１　レクセル多摩センターマークレジデンス313号
債務者　青島　幸男
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
富山地方裁判所魚津支部